

## 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示に係る審議（第4回）

### 1. 日 時

令和2年3月24日（火） 10時30分～11時15分

### 2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

### 3. 出席者

#### <委 員>

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）

河野康子、山田攝子、和田貴志、二村真理子

#### <国土交通省>

自動車局：貨物課 伊地知、深田、鈴木、柳瀬、山城、足利、伊藤

事案処理職員：運輸審議会審議室 富田、大沢、塚田

### 4. 議事概要

- 自動車局から、前回の審議での説明に対する補足として、
    - ① トラックドライバー不足の現状とその影響
    - ② 待機時間料の設定の考え方について説明した。
  
  - 運輸審議会委員からは、
    - ① トラック運転手の需給見通しの2020年代の推計で不足率が20%を超えているということは、このまま何もしなければ、車が動かさない、もしくは、コンプライアンス違反をおかしてしまう深刻な状況になりかねず、ドライバーの処遇改善は喫緊の課題である、という認識でよいか。
    - ② 労働環境や賃金以外の観点でドライバー不足の要因と考えられる要素はあるか。等の質問・意見があった。
  
  - これに対し、自動車局から、
    - ① 然り。
    - ② ドライバーにおける女性比率の低さや若年層の免許取得者数の減少等があげられる。
- 等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。